

## 神戸市男女共同参画センターWi-Fi利用規約

神戸市男女共同参画センター（あすてっぷKOBE。以下「センター」といいます。）が提供するWi-Fi（以下「センターWi-Fi」といいます。）のご利用にあたりましては、以下のことをご理解のうえ、お約束願います。

### 1. センターWi-Fiの概要と目的

（1）センターWi-Fiは、利用者がお手持ちのスマートフォン、タブレット端末、パソコンなど（以下「スマートフォン等」といいます。）から、無線によりインターネットを利用できる環境を提供します。

（2）センターWi-Fiは、利用者の利便性の向上のため、また、センターの行う事業やサービスの充実を目的として提供します。これらの目的に反する利用が認められた場合は、センターWi-Fiの提供を中断し、又は利用者にもその利用を中止するよう求めることがあります。

### 2. センターWi-Fiの利用方法

（1）センターWi-Fiのご利用は無料で、利用登録の手続きも不要です。ご利用の際は、セミナー室等でお示しするSSIDとパスワードをスマートフォン等に設定してください。

（2）センターWi-Fiへの接続には時間制限はありませんが、多くの利用者に快適

にご利用いただくことができますよう、大容量データを長時間ダウンロードするなどは控えてください。

### **3. センターWi-Fiの利用時間及び場所**

(1) センターWi-Fiは、原則としてセンターの開館時間において、センターの所定の場所において利用できます。ただし、センターWi-Fiやインターネットへのアクセス状況などによって、通信の途絶や遅延が発生することがあります。

(2) センターの事業の都合や設備点検などため、利用時間及び場所を変更し、又は停止することがあります。

### **4. センターWi-Fiの利用上の注意事項**

(1) スマートフォン等のセキュリティ対策や有害サイトへのアクセス制限などの必要な対策は、利用者ご自身で行ってください。

(2) 「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」その他関係法令等を遵守してください。

(3) 次のような行為は絶対に行わないでください。なお、これらの行為によって他者に損害を生じさせた場合は、その行為者の責任と費用負担で解決するものとし、センターWi-Fiの提供者（以下「提供者」といいます。）は一切の責任を負わないものとします。

- ・他者の著作権やその他の権利侵害、プライバシー侵害、誹謗中傷など公序良俗

に反する行為又は犯罪的行為、そのおそれのある行為

- ・センターWi-Fiの目的に反する行為

- ・これらのほか、法令に違反し又は違反するおそれのある行為

## 5. 免責等

(1) 提供者は、センターWi-Fiのサービスの内容及び利用者がセンターWi-Fiを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとします。

(2) センターWi-Fiサービスの提供、遅滞、変更、中止若しくは廃止、センターWi-Fiサービスを通じて登録、提供もしくは収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータのコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩、その他無線LANに関連して発生した利用者の損害について、提供者は一切責任を負わないものとします。

(3) 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとします。

(4) センターWi-Fiへの接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとします。パーソナルコンピュータの機種、基本ソフトウェア、Web ブラウザ等によって、センターWi-Fiを利用できない場合があっても、提供者は一切責任を負わ

ないものとしします。

(5) 利用者がセンターWi-Fiを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、提供者は一切の責任を負わないものとしします。

(6) 提供者は、センターWi-Fiの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録したり、特定のWeb サイトへの接続を制限したりすることができるものとしします。

## **6. 利用条件の承諾**

センターWi-Fiを利用されるお客様は、この利用規約に示す利用条件を承諾したものとみなします。

## **7. 本規約の変更**

提供者は、利用者の承認を得ることなく、この規約を変更することができることとしします。

この利用規約は、令和3年5月17日から有効としします。

センターWi-Fi提供者 神戸市男女共同参画センター